

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき、(仮称)小杉町一丁目計画に係る事後調査報告書(工事中)の写し(以下「事後調査報告書」)の縦覧を次のとおり行います。

※「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	三井不動産レジデンシャル株式会社 執行役員 横浜支店長 尾崎 浩司 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
	名称	(仮称)小杉町一丁目計画
	種類	高層建築物の新設(第1種行為) 住宅団地の新設(第3種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	実施区域	川崎市中原区小杉町一丁目403-53外
	目的	都市型住宅の新設及び都市基盤施設・商業等施設・広場の整備
	内容	計画地面積:約5,290㎡ 建物高さ:約155m(塔屋等を含む最高高さ約165m) 延べ面積:約53,000㎡(うち、住宅約47,100㎡)
	事後調査の項目等	産業廃棄物
縦覧のお知らせ	環境影響評価 の 手続経過	令和5年 9月14日:指定開発行為実施届出 令和5年 9月25日:条例環境影響評価方法書公告 令和6年 6月24日:条例環境影響評価準備書公告 令和6年 9月26日:条例見解書公告 令和7年 1月31日:条例環境影響評価審査書公告 令和7年 5月 7日:条例環境影響評価書公告
	縦覧期間	令和8年4月28日(火)~令和8年5月27日(水)
	縦覧場所及び時間	■中原区役所5階 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ■環境局環境評価課(市役所本庁舎20階窓口⑥) 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で縦覧開始日(4月28日)は午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると思われる方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、縦覧期間中に、市長に対し、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから事後調査報告書の閲覧、意見書の提出ができます。  川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
意見書提出先・ 問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課(市役所本庁舎20階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2156 ファクス:044-200-3921 Eメール:30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話・ファクス・Eメールでは受け付けていませんので御注意ください。	